

令和7年8月8日
総務部

職員の懲戒処分について

令和7年8月8日、国及び県負担金の超過交付金の返還遅延及び虚偽報告に係る処分として、職員の懲戒処分を行いました。

1 被処分者、処分事案の概要及び処分の理由

被処分者、処分事案の概要及び処分の理由	
被処分者 当事者	呼子市民センター地域支援グループ 副主査 30代・男 減給10分の1、2月 (令和6年度当時:保健福祉部障がい者支援課 副主査、 令和7年度当時:福祉こども部障がい者支援課 副主査)
管理監督者	福祉こども部障がい者支援センター 係長 50代・男 減給10分の1、1月 (令和6年度当時:保健福祉部障がい者支援課 係長)
処分事案の概要	被処分者(当事者)は、令和6年度及び令和7年度において、超過交付となった障害者自立支援給付費国庫負担金及び同県費負担金の返還事務を怠り、返還遅延に対する延滞金を発生させたもの。 また、遅延発覚を隠蔽するため、当時の上司及び佐賀県の担当職員に対し、虚偽の報告を行っていたもの。
処分の理由	当事者 地方公務員法第29条第1項第1号「法令等に違反した場合」、及び第2号「職務を怠った場合」 管理監督者 地方公務員法第29条第1項第2号「職務を怠った場合」

2 処分年月日

令和7年8月8日(金)

本件の問い合わせ先
総務部 人事課
担当:通山、江里口
電話:直通 72-9185 (内線1445)

処分の概要

国及び県負担金の超過交付金の返還遅延及び虚偽報告を行った 職員の処分について

● 処分事案

令和6年度及び令和7年度において、超過交付となった障害者自立支援給付費国庫負担金及び同県費負担金の返還事務を怠り、返還遅延に対する延滞金を発生させたもの。

また、遅延発覚を隠蔽するため、当時の上司及び佐賀県の担当職員に対し、虚偽の報告を行っていたもの。

【支払遅延の内容】

・令和3年度分障害者自立支援給付費

国庫負担金 超過交付金：383,553円（納期限：令和7年6月2日）

県費負担金 超過交付金：191,776円（納期限：令和7年5月31日）

計575,329円（支払日：令和7年6月16日）

・支払遅延により生じた延滞金

国庫負担金分：1,610円（納期限：令和7年7月8日）

県費負担金分：920円（納期限：令和7年7月4日）

計2,530円（支払日：令和7年7月4日）

● 処分対象者及び処分内容

当 事 者：呼子市民センター地域支援グループ 副主査 30代・男

（令和6年度当時：保健福祉部障がい者支援課 副主査、

令和7年度当時：福祉こども部障がい者支援課 副主査）

⇒ 懲戒処分『減給10分の1、2月』

管理監督者：福祉こども部障がい者支援センター 係長 50代・男

（令和6年度当時：保健福祉部障がい者支援課 係長）

⇒ 懲戒処分『減給10分の1、1月』